

第2次豊中市みどりの基本計画

まちなかに人とみどりの
笑顔があふれる豊中

概要版



平成30年（2018年）3月



豊中市

第1章 はじめに

■ 背景と目的

- 本市では、平成11年（1999年）5月に、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、みどりの確保目標や将来のあるべき姿、また、それらを実現するための施策などを定めた「豊中市みどりの基本計画」を策定し、同計画に基づく様々な施策を推進してきました。
- その後、平成17年度（2005年度）にみどりの現状を把握・分析し、それまでの施策に対する中間総括を行い、それ以降においては、「選択と集中」の手法も取り入れながら施策を推進してきました。
- それから10年以上が経過し、この間の社会情勢や自然環境の変化、法制度の変更などに対応した新しい視点によるみどりのまちづくりを推進するため、この10年間の施策の効果の検証などを踏まえて、「豊中市みどりの基本計画」の改定版となる「第2次豊中市みどりの基本計画」を策定し、より効果的かつ実効性のある施策を行うものです。

■ 計画の位置付け

- 本計画は、「都市緑地法」第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組みを総合的かつ計画的に行うために定める「緑のマスタープラン」となるものです。
- 本計画の策定に当たっては、「第4次豊中市総合計画」、「第2次豊中市都市計画マスタープラン」、「第3次豊中市環境基本計画」を上位計画とし、これらやその他の関連計画との整合を図っています。

■ 目標年次

本計画の計画期間は10年間とし、目標年次は平成39年度（2027年度）とします。



■ 対象とするみどり

本計画では、植物をはじめ、鳥獣類や魚類、昆虫などの生き物が生息・生育する場所となり、人々の生活基盤となっている市域の樹林・樹木、草地、農地、水面（河川・水路やため池）、屋上緑化、これらと一体となったオープンスペースなどの緑地をみどりの対象とします。



■ みどりの役割

「みどり」には、癒しや安らぎの創出、景観の形成、都市環境の形成（地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和）、生物多様性の保全、レクリエーションの場の提供、コミュニティの形成、市民活動の促進、防災・減災などの様々な役割があります。

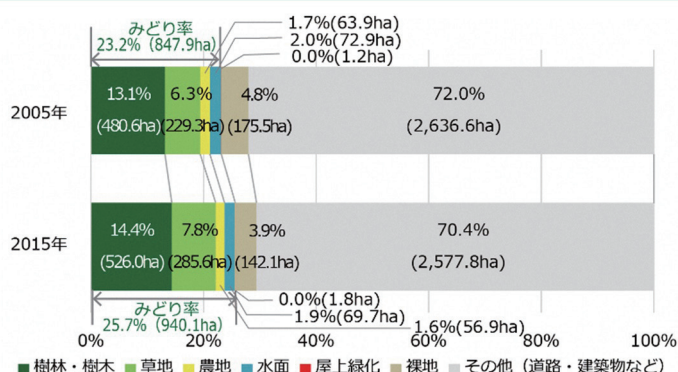
1. うるおいのある魅力的な地域をつくる（癒しや安らぎの創出・景観形成機能）
2. 快適な暮らしを支える（都市環境の形成機能）
3. 生き物を育み自然を身近に感じる（生物多様性保全機能）
4. 子育てや健康づくりを支える（レクリエーション機能）
5. 交流を深め地域に貢献する場を生み出す（コミュニティ形成・市民活動の促進機能）
6. 安全な暮らしを支える（防災・減災機能）

第2章 豊中市のみどりの現況と課題

■ みどりの分布状況

本市の市域に占める樹林・樹木の面積の割合を示す緑被率は、概ね11～17%の間で推移しています。平成17年（2005年）に比べるとみどりの割合は増加しており、平成27年（2015年）の緑被率は14.4%、みどり率は25.7%となっています。

緑被率とは、本市の市域に占める樹林・樹木の面積の割合
みどり率とは、本市の市域に占める樹林・樹木、草地、農地、水面、屋上緑化の面積の割合



市域に占めるみどりなどの割合

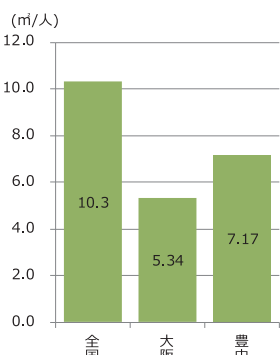
■ 公園・緑地などの整備状況

市民一人当たりの公園・緑地面積は7.17㎡で、大阪府の住民一人当たりの公園・緑地面積の5.34㎡を上回っています。

「豊中市都市公園条例」に定める市民一人当たりの公園・緑地面積の標準は5㎡

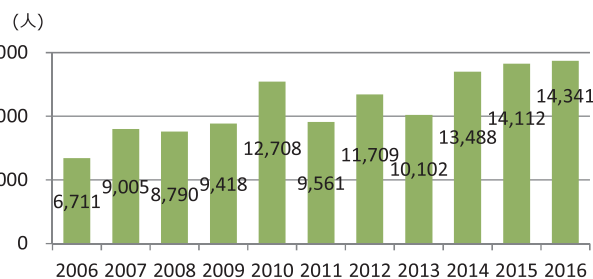
住民一人当たりの公園・緑地面積

※公園・緑地面積は、都市公園法に基づく都市公園を算出したもの。
(豊中市は2017年3月31日現在。全国、大阪府は2016年3月31日現在)



■ 市民参加に基づくみどりのまちづくり

花とみどりの講習会などのみどりに関する様々な内容のイベントを開催し、その参加者数は増加傾向にあります。

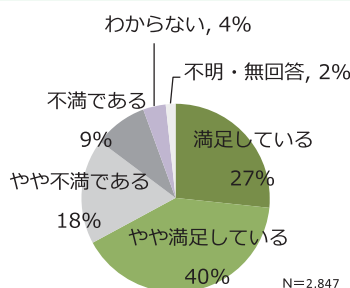


みどりに関するイベント参加者数

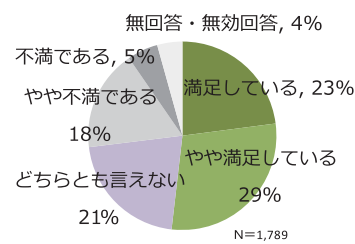
■ みどりに対する市民意識

地域のみどりについて満足と答えた人の割合は、不満と答えた人の割合を大きく上回っています。また、地域の公園についても、満足と答えた人の割合が、不満と答えた人の割合を大きく上回っています。

一方、みどりや公園・緑地の現況には地域差があり、その状況に概ね比例して、みどりや公園・緑地の満足度にも地域差があります。



地域のみどりの満足度
※Nは回答者数の合計
豊中市市民意識調査 (2015年度)



地域の公園の満足度
※Nは回答者数の合計
豊中市みどりに対する市民意識調査 (2015年度)

■ みどりのまちづくりに重要な視点

これまで推進してきた施策の一定の効果が見られるため、今後のみどりのまちづくりの推進に当たっては、前計画の考え方を踏襲することを基本とし、前計画策定後の社会状況の変化、本市のみどりに関する現況や課題などを踏まえて、みどりのまちづくりに重要な視点を以下のとおり示します。

みどりの質の向上

生物多様性の確保に向けたまとまりや連続性のあるみどりの保全

地域特性を踏まえたみどりのまちづくり

市民参加や市民との協働によるみどりのまちづくり

第3章 みどりのまちづくりの方向性

■ 基本理念・みどりの将来像・基本方針

市をはじめ、市民や事業者などが積極的にみどりに関わり、みどりに対する理解や関心を深め、適正な維持管理などによるみどりの質の向上などをめざすために設定した基本理念に基づき、本市のみどりのあるべき姿を示すみどりの将来像及びその実現に向けた基本方針を設定します。

基本理念

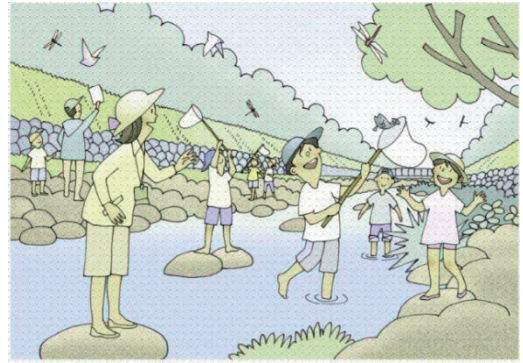
まちなかに人とみどりの 笑顔があふれる豊中

みどりの将来像

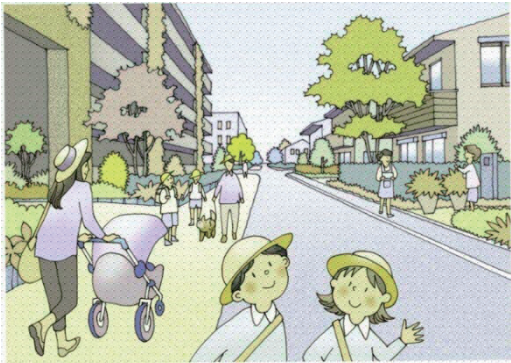
- 都市の利便性を享受しながら、人と人、人と地域がみどりでつながるまち



- 自然環境が保全された生き物や環境にやさしいまち



- 都市のみどりによる良好な住環境や景観が形成されたまち



- みどりから季節を感じ、癒しや安らぎ、うるおい、安心感を享受できる安全で快適なまち



【基本方針1】
「みどりを守り育てる」

受け継がれてきた
みどりの
保全や育成

【基本方針2】
「みどりをつくる」

都市のみどりや
地域の身近な
みどりの創出

【基本方針3】
「みどりを活かす」

みどりを活かした
安全で快適な
くらしの実現

市民参加や市民との協働によるみどりに関する取組み

みどりの将来像図

本市のみどりのあるべき姿をイメージするみどりの将来像図を設定します。



みどりの将来像図

■ 計画の目標

- みどりの将来像の実現に向けた目標値を掲げるとともに、本計画の達成状況などを評価するため、目標年次である平成 39 年度（2027 年度）の計画目標を設定します。
- 施策に基づく事業の状況把握と評価を行うため、計画目標とは別に施策に関するモニター指標を設定します。

<計画目標>

項目	2005 年度 (中間総括時)	2015 年度	前計画の 目標値	目標値 (2027 年度)	長期目標値
みどり率	23.2%	25.7%	27.0% (第 2 次豊中市 環境基本計画)	27.0%	28.0%
緑被率	13.1%	14.4%	17.0%	15.7%	17.0%
みどりに対する 満足度	65.3% (2011 年度)	67.2%	-	70.0%	-
市民一人当たりの 公園・緑地面積	6.47 m ²	7.17 m ² (2016 年度)	7.0 m ²	7.17 m ²	-
公園・緑地に 対する満足度	-	51.8%	-	60.0%	-
みどりに関する イベント参加者数	16,245 人 (1999~ 2005 年度)	105,604 人 (2006~ 2015 年度)	-	150,000 人 (2018~ 2027 年度)	-

■ みどりの配置方針

- みどりの将来像やその実現に向けて設定した基本方針の実効性を高めるため、みどりの役割が効果的に活かされ、即地的な観点からその役割が有機的にネットワークできるように系統的にみどりを配置することが重要です。
- みどりの配置方針については、みどりの将来像図に示した「みどりの軸」や「みどりの拠点」とのつながりを念頭に置いて、景観形成系統、都市環境の形成及び生物多様性保全系統、レクリエーション及び市民交流系統、防災・減災系統の 4 つの系統別にそれぞれの配置の考え方を示します。

景観形成系統

長期的な都市景観形成の方向性を示す羅針盤である「豊中市都市景観形成マスタープラン」に位置付けられた「拠点景観」「軸景観」「地区景観」の骨格景観を踏まえて、癒しや安らぎが得られる良好な都市景観の形成に資するみどりの配置をめざします。

都市環境の形成及び生物多様性保全系統

「みどりの拠点」及びこれらを結ぶ河川・水路、街路樹などの「みどりの軸」とのネットワーク化を推進することにより、多様な生き物の生息・生育空間の保全・創出及びクールスポットや風のみちなどを形成し、快適な都市環境の形成及び生物多様性の保全に資するみどりの配置をめざします。

レクリエーション及び市民交流系統

拠点となる公園・緑地などのみどりの適正な維持管理や施設の充実を図るとともに、コミュニティ形成の場の創出やみどりに関する活動の場の提供を推進し、多様化する要望を踏まえたレクリエーション及び市民交流に資するみどりの配置をめざします。

防災・減災系統

「豊中市地域防災計画」を踏まえて、地域の防災拠点となる公園・緑地の防災機能の強化のほか、街路樹の整備などの沿道緑化などにより、防災・減災に資するみどりの配置をめざします。

■ 都市公園の整備及び管理方針

- 既存施設の有効活用に重点を置き、利用者のニーズや少子高齢化、健康志向などの社会背景などを踏まえて、総合的な機能の保全や向上、ライフサイクルコストの縮減、安全・安心の確保などを目的として、都市公園の再整備や施設の更新を推進していきます。
- 公園・緑地の構造や利用状況などを勘察して、適切な時期に適切な方法により公園施設の点検を行うなど、都市公園の機能を維持するために必要な措置を行います。
- 都市公園の魅力の向上と活性化を図るため、地域との連携を図るとともに、官民連携による公園づくりを推進し、公園・緑地の特性に応じた管理運営を行います。

第4章 みどりの将来像の実現に向けた施策

■施策の体系

【基本方針1】

「みどりを守り育てる」
受け継がれてきた
みどりの
保全や育成

基本施策	具体施策	
1. まとまりのあるみどりの保全や育成	1. 公園・緑地のみどりの保全や育成 2. 歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成 3. 風致保安林の保全や育成（森林整備計画に基づく森林の保全や育成） 4. 民有地の樹林・樹木の保全に対する支援	新規
2. 生物多様性の保全	5. エコロジカル・ネットワークの形成 6. ヒメボタルの生息地の保全 7. 島熊山緑地の保全	重点 拡充 新規
3. 連続性や水面のあるみどりの保全や育成	8. 街路樹の保全や育成 9. 河川のみどりの保全 10. 水路のみどりの保全や育成 11. ため池のみどりの保全	重点 拡充
4. 農地の保全	12. 生産緑地地区制度の活用 13. 市民農園の活用	

【基本方針2】

「みどりをつくる」
都市のみどりや
地域の身近な
みどりの創出

基本施策	具体施策	
5. 公有地の緑化	14. 駅前や道路における特色のある緑化 15. 多様な手法による公共施設の緑化 16. 市民の交流拠点となるポケットパークの緑化 17. 教育施設や保育施設における緑化	
6. 民有地の緑化	18. 環境配慮指針に基づく緑化 19. 住宅地における緑化 20. 商業地における緑化 21. 工業地における緑化 22. 道路沿線における緑化	拡充 重点 拡充 拡充 新規
7. 景観を形成するみどりづくり	23. 風致地区におけるみどりと調和した都市景観づくり 24. 良好なみどりの景観を形成する制度を活用した地域づくり 25. 花とみどりの名所づくり 26. みどりを見渡す眺望点づくり 27. 草花による美しいまちなみづくり 28. 屋上や壁面を活用したみどりづくり	新規 重点

【基本方針3】

「みどりを活かす」
みどりを活かした
安全で快適な
くらしの実現

基本施策	具体施策	
8. 魅力的で利便性の高い公園づくり	29. 長期末整備の都市計画公園・緑地の見直し 30. 安全で特色のある公園づくり 31. 開発許可制度及び土地区画整理事業による身近な公園づくり 32. 地域住民との連携による愛着が持てる公園づくり	新規 重点 拡充 拡充 拡充
9. 防災・減災に資するみどりづくり	33. 公園・緑地における防災機能の強化 34. 庄内・豊南町地区における防災機能の強化 35. 地域防災計画に基づく市街地の緑化 36. 公共施設一体型公園づくり	新規 新規
10. みどりの保全や緑化活動に対する支援	37. みどりに関する活動を広げる交流の場の活用 38. 花とみどりの相談所の活用 39. 緑化リーダーの養成 40. 生ごみ・剪定枝の堆肥化及び堆肥の活用 41. 緑化樹木見本園及び記念樹の森の活用 42. みどりに関する活動発表の場や表彰制度の活用	拡充 拡充
11. みどりの普及啓発	43. みどりに関するイベントの開催 44. みどりに関する情報発信 45. 自然体験及び野外活動の場の活用 46. 緑化事業基金の活用	重点 新規

重点

市民参加や市民との協働によるみどりに関する取組み

凡例

新規

新たに本計画に位置付ける具体施策

拡充

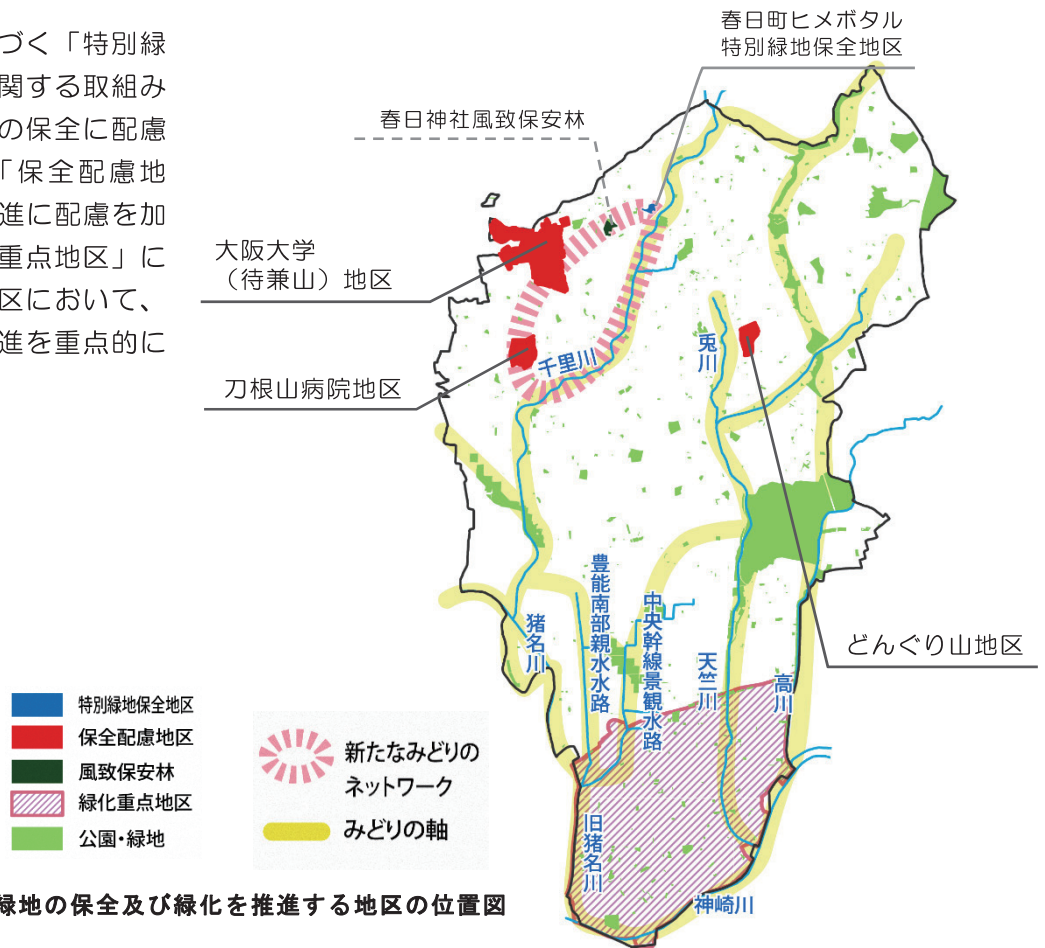
前計画から拡充した内容で本計画に位置付ける具体施策

重点

市民参加や市民との協働による施策、新たに若しくは前計画から拡充した内容で本計画に位置付ける施策、本計画の目標達成に効果の高い施策などの重要性が高いもの

重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区

「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区」の保全に関する取組みのほか、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区を「保全配慮地区」、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を「緑化重点地区」に指定し、それぞれの地区において、緑地の保全や緑化の推進を重点的に進めます。



重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区の位置図

特別緑地保全地区

- 「特別緑地保全地区」は、「都市緑地法」に基づき、都市における良好な自然的環境を形成する緑地を保全するため、その範囲を都市計画で定め、建築行為など一定の行為の制限などを行うことにより現状凍結的に保全できる制度です。
- 本市では、平成 28 年（2016 年）2 月に、大阪府で準絶滅危惧種に指定されているヒメボタルが生息する地区（面積約 1.0ha の区域）を「春日町ヒメボタル特別緑地保全地区」として指定しています。
- 土地所有者の協力を得ながら、市民との協働により、ヒメボタル及び餌となる陸生の貝類などの生息環境を保全し、イベントの開催や施設の整備などにより、自然と触れ合う場としての利用を推進します。



整備方針

市民の保全活動や利用者が安全に自然と触れ合うことができる機会を提供するための整備を行います。

- ① 林床保全を目的とした落ち葉の流出及び立入り防止柵の設置
- ② 明かりの遮蔽効果を高める植栽整備
- ③ 案内板や解説サインの設置
- ④ 散策路の整備

保全配慮地区

- 「保全配慮地区」は、「特別緑地保全地区」以外に「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として、みどりの基本計画に位置付けるものです。
- 「大阪大学（待兼山）」及び「刀根山病院」は、千里川から猪名川へ続くみどりのネットワークに隣接し、希少植物が生育するみどりの拠点で、新たなみどりのネットワークの形成に資する重要性が高い地区です。
- 「どんぐり山」は、兔川から天竺川へ続くみどりのネットワークに隣接するみどりの拠点で、地域住民が主体となり、みどりを保全する活動が行われている重要性が高い地区です。
- これらの地区において、「保護樹等助成金交付制度」の活用など、効果的な制度の適用を検討しながら、みどりの適正な維持管理を推進します。



大阪大学（待兼山）保全配慮地区（待兼山の樹林地）



刀根山病院保全配慮地区（敷地内の樹林地）



どんぐり山保全配慮地区（どんぐり山の山頂）

緑化重点地区

- みどりに対する量や満足度の地域差の縮小及び防災機能の強化を図るため、緑被率やみどり率、市民のみどりに対する満足度が低い南部地域を「緑化重点地区」に指定します。
- 「緑化重点地区」では、市による重点的なみどりの保全や緑化施策とともに、市民や事業者などによるみどりの保全や緑化活動を重点的に推進することにより、みどりの確保を図ります。

緑化重点地区のみどりづくりの方針

- 既存のみどりの保全及び空間の有効活用による緑化
既存のみどりの保全とともに、公共施設や住宅地の沿道緑化などの目にするみどりの量の増加を図ります。
- 地域住民との連携による賑わいのある場所での緑化
地域住民との連携などにより、駅前や道路、公園などの賑わいのある場所での緑化を推進します。
- 防災機能の強化
防災機能を強化するため、緑道や街路樹の整備、避難場所などとして利用できるオープンスペースの確保などを推進します。

第5章 地域別の構想

■ 地域別のみどりのまちづくり

- 本市では、地域ごとにみどりの現況や課題、特性などに違いがあり、それらを踏まえて、基本方針に基づく具体施策などに取り組み、みどりのまちづくりを推進していくことが求められます。
- 地形・地物や市街地形成履歴、市街地特性、日常生活圏などを考慮して設定した7地域の区分ごとに、地域別の方針として、地域の現況と主な課題、みどりの将来イメージ、主な取り組み、みどりの配置方針を示します。

北部地域

春日神社風致保安林や大阪大学（待兼山）などの豊かな自然の中で、千里川やため池のある羽鷹池公園などが配置されたみどりに親しめるまちをめざします。

北東部地域

千里ニュータウンなどの都市の利便性ととも、千里緑地や島熊山緑地、千里中央公園などの豊かな自然を享受できるまちをめざします。

中北部地域

千里川などの河川やため池のある青池公園、稲荷山風致地区や東豊中風致地区などの自然的景観、賑わいのある豊中駅・岡町駅周辺地区などのみどりを身近に感じることができるまちをめざします。

中部地域

天竺川や中央幹線景観水路、大石塚・小石塚古墳などの文化財、原田神社などの社寺林、活動拠点となる花とみどりの相談所やふれあい緑地などのみどりを通じて、それらとの触れ合いと歴史や文化がいきづくまちをめざします。

西部地域

猪名川などの河川や豊能南部親水水路などの水路、大阪国際空港及び周辺のみどり、ふれあい緑地や利倉西緑地などのみどりの中で、くらしと産業が共存し、みどりが見渡しやすい空の広がりを感じるまちをめざします。

南部地域

旧猪名川や神崎川などの河川、中央幹線景観水路などの水路、棕橋総社などの社寺林などのみどりの中で、くらしと産業が共存し、防災・減災に資するみどりづくりによる災害に強い安心感の持てるまちをめざします。

東部地域

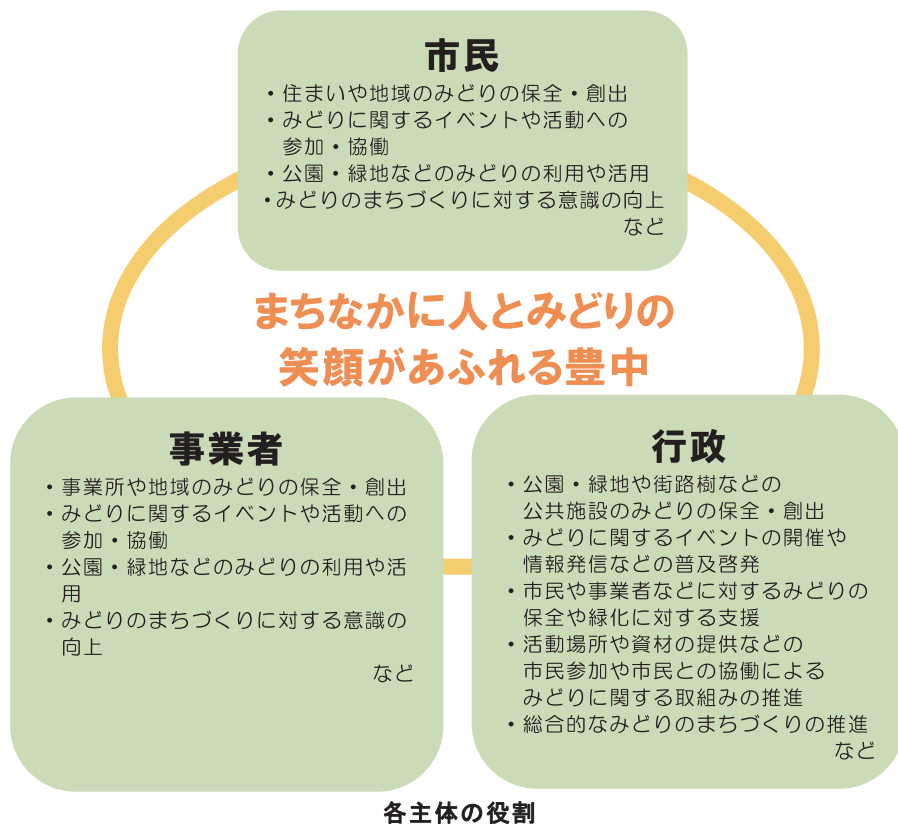
高川などの河川、ため池のある服部緑地などの豊かなみどりが、東泉丘・西泉丘地区などの新しいまちなみと調和するまちをめざします。



第6章 計画の推進方針

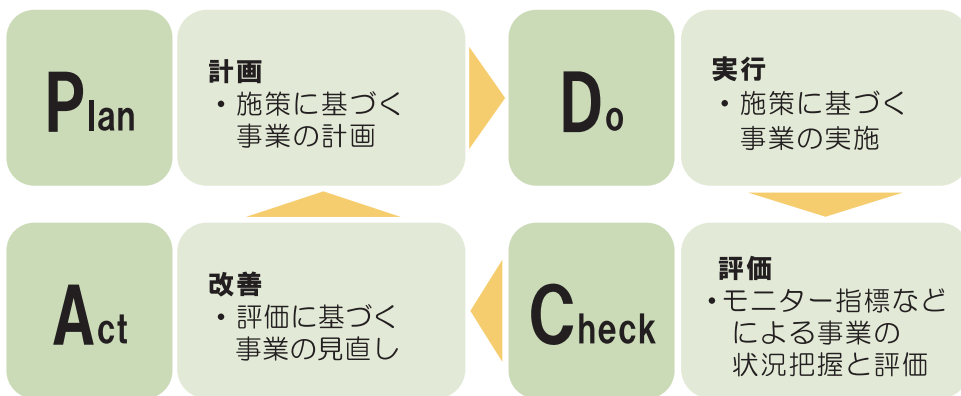
■ 推進体制

- 本計画の推進に当たっては、右図に示す市民や事業者、行政の役割をそれぞれが認識し、互いに連携して基本方針に基づく具体施策などに取り組むことが必要なため、市民や事業者などの多様な主体が参画する場のほか、みどりに関する活動を行う市民などが参加する場や市民団体との連携と協働により本計画を推進します。
- 大阪府をはじめ、国や他の自治体とも連携を図りながら本計画を推進します。
- 庁内関係部局が集まる会議などに必要に応じて進行状況の報告を行うなど、庁内での連携を図りながら本計画を推進します。



■ 進行管理

- 本計画に示した施策を着実に推進していくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)を繰り返すPDCAサイクルを用いた進行管理を行います。
- PDCAサイクルにおいては、計画目標及びモニター指標を用いて、毎年度施策に基づく事業の状況把握と評価を行い、平成34年度(2022年度)には中間総括、平成39年度(2027年度)には計画改定を行います。
- 進行管理を行う中で、みどりを取り巻く社会状況や市の情勢の大きな変化など、施策と現状の乖離が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。
- 進行管理に関する内容は、豊中市環境報告書「とよなかの環境」や市のホームページなどで公表し、施策に基づく事業の推進に反映させていきます。



PDCA サイクルによる進行管理

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
計画の運用・総括・改定	本計画運用開始				中間総括					計画改定	新計画運用開始
PDC サイクル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計画目標による評価	●	●◇	●	◎	●	●◇	●	●◇	◎	●◇	●
モニター指標による評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【計画目標による評価】

- ：市民一人当たりの公園・緑地面積、みどりに関するイベント参加者数（事業の実施状況から算出）
- ◇：みどりに対する満足度、公園・緑地に対する満足度（豊中市市民意識調査から参考数値として算出）
- ◎：みどり率、緑被率、みどりや公園・緑地に対する満足度などの全項目

進行管理スケジュール



市の花
バラ（バラ科）



市の木
キンモクセイ（モクセイ科）

第2次豊中市みどりの基本計画概要版

豊中市環境部公園みどり推進課

〒560-0022 大阪府豊中市北桜塚 1-3-1 / 電話：06-6843-4121